

中国地方災害情報（報道）研究会の設立

設立趣旨

中国地方では、平成 26 年 8 月豪雨、平成 30 年 7 月豪雨などにより甚大な災害が発生しています。また、令和元年においては、台風 19 号、低気圧等による大雨（台風 21 号）などにより、甚大な被害が広範囲に発生し、多くの方々が犠牲となりました。

災害情報が住民一人一人に伝わり適切な避難行動に繋げることを目的に、災害情報に関わる者が連携し、情報の共有や意見交換を行う中国地方災害情報（報道）研究会を設立します。

会員の相互の協力のもと、自然災害やその報道についての学習の場となり、会員の知識の向上、スキルアップを図ること、お互いの顔の見える関係の構築、お互いが気軽に情報交換できる関係の構築を図ること、また、意見交換を通じ、よりよい情報発信を目指します。

当面の活動

水害・土砂災害を対象に、行政担当者、記者、ニュースデスク、デスク、気象キャスターといった災害情報を直接あつかう会員の知識の向上、スキルアップを図る取り組みを始めていきます。

中国地方災害情報報道研究会 規約

(名称)

第1条 この会は、中国地方災害情報報道研究会（以下「研究会」という。）と称す。

(目的)

第2条 研究会は、災害情報が住民一人一人に適切に伝わり避難行動に繋げるため、災害情報に関わる者が連携し、情報の共有や意見交換を行い防災意識の向上を図ることを目的に設置する。

(会員)

第3条 研究会の会員は、目的に賛同する防災機関・報道機関、気象情報等の災害情報を発信する機関に加え、その他目的の実現に關係する機関に所属する者とする。

(事務局)

第4条 研究会に事務局を置く。

(2)事務局は、気象キャスターネットワーク及び中国地方整備局（統括防災官室、河川部、道路部）に置く。

(運営)

第5条 研究会の運営事務（開催案内、呼びかけなど）は、事務局が協議して行う。

(2)会員の要請により、事務局が必要と認めるときは研究会を開催する。

(経費)

第6条 研究会への参加に關わる経費について以下のように定める。

(2)参加に必要な経費は、それぞれの会員の負担によるものとする。

(3)研究会においてその他の経費が必要な場合は、研究会開催毎に参加者が負担する。

(情報の活用)

第7条 研究会で知り得た情報についての研究会外での報道等の活用については、情報提供者から許可をとるものとする。

(会議)

第8条 研究会は、事務局が呼びかけを行い、その進行を行う。

(解散)

第9条 研究会はその目的が達せられたときに解散する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に關し必要な事項については、事務局が別に定める。

付則 この規約は、令和2年1月25日から施行する。

令和5年3月 4日に一部を改正する。